

統合収納管理・統合滞納管理の方針 について

2022年12月

デジタル庁

統合収納管理・統合滞納管理に係る現状について

2022年8月31日公表の「標準仕様書間の横並び調整方針」において、「10.統合収滞納管理に関すること」として、以下の方針を示しているところ、複数のご意見が寄せられた。

10.統合収滞納管理に関すること

○統合収滞納管理システム（全庁的に行う収納管理及び滞納管理を行うためのシステムをいう。以下同じ。）と、個別収滞納管理機能（各基幹業務システムの標準仕様書において規定している収納管理及び滞納管理を実現するための機能をいう。以下同じ）との関係については、次のとおりとする。

(1) 統合収滞納管理システムについては、標準準拠システム以外のシステムと位置づける。

(2) 統合収滞納管理システムにおいて、個別収滞納管理機能に相当する機能については、標準仕様書に適合することを求める。

(3) 各基幹業務システムは、統合収滞納管理システムの導入の有無にかかわらず、個別収滞納管理機能を実装するが、統合収滞納管理システムにおいて個別収滞納管理機能に相当する機能を実現する場合には、各基幹業務システムに実装された個別収滞納管理機能を利用しなくてもよい。ただし、統合収滞納管理システムを含めパッケージとして一体的に提供される標準準拠システムについては、当該パッケージの中で、当該統合収滞納管理システムをもって個別収滞納管理機能とみなすことができる。

(4) 各基幹業務システムと統合収滞納管理システムとの情報連携については、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「独自施策システム等連携仕様」による。（独自施策システム等連携仕様において、機能別連携仕様に規定する対象データ項目以外のデータ項目を一定の要件の下で受け取れる規定を新たに設ける予定。）

○上記の考え方については、地方公共団体情報システム標準化基本方針に規定するため、各基幹業務システムの標準仕様書に当該考え方を規定している部分については、削除をする。

これまで寄せられたご意見

- (2)の記載より、統合収納管理及び統合滞納管理で、各業務の収納管理と滞納管理の機能要件を実現しなければならないと読み取れ、機能過剰となる。開発費用及び開発期間の増大につながる。
- 賦課業務において、機能要件・帳票要件・用語が統一されていないことから、統一的な帳票要件を定めることができない。納付書等については、自治体内で統一的なレイアウトを選択している自治体も多く、自治体の費用負担を考え、統一的な帳票が可能な規定を作る必要があるのではないか。
- 同一用語であるにもかかわらず、業務によって意味合いが変わることは、外部帳票においては住民の混乱につながる。住民サービスの視点からも解消するべきではないか。
- 統合収滞納管理において、統一的なレイアウト（データ要件）が存在しないことから、移行におけるベンダ間調整が生じる。統合収滞納管理であっても各業務の基本データリストで出力するとすると、1つのレイアウトでの移行ではなく各業務で移行しなければならない。移行期間の増大及び移行時の事故の増加が想定される。
- 各賦課業務と統合収滞納管理の連携要件が規定されていないことから、基本データリストのグループ単位での連携になることが想定される。不要なデータを大量に受け取ることになり、運用に耐えられない可能性があるため、連携要件を規定してほしい。
- オールインワンパッケージも含め、統合収納管理と統合滞納管理を実装している自治体がほとんどであることから、統一的な見解を示していただくことで開発期間の縮小となり、ベンダも自治体も負担が軽くなると思われる。

統合収納管理と統合滞納管理の今後の対応方針について

御意見を踏まえ、より円滑な標準準拠システムへの移行の観点から、統合収納管理・統合滞納管理について、デジタル庁において関係省庁と連携し、令和4年度末を目途に、共通機能として定めることを検討する。

対応方針（案）

取り扱い

共通機能として、統合収納管理及び統合滞納管理の各機能を定める。

統合収納管理及び統合滞納管理（以下、「統合収滞納管理」という。）を共通機能として規定し、以下の方針で、統合収滞納管理機能を実装する際の標準を示すべく検討する。

<共通機能標準仕様書に規定する内容（イメージ）>

・実装必須機能

統合収滞納管理機能の利用が想定される賦課業務（以下、「各賦課業務」という。）の標準仕様書を踏まえ、下の方針で整理する。

各賦課業務において重複する実装必須機能については、関係省庁と協議の上、基準となる標準仕様書を定めた上で規定する。

各賦課業務固有の（重複しない）実装必須機能については、各賦課業務システムの標準仕様書を基準として規定する。

各賦課業務間で用語の揺れがある場合は、多数の業務における用語を基準として、統合収滞納管理機能として一意に定める。

・項目定義

基準となる賦課業務の基本データリストを基準とし、他賦課業務の必須項目を充足させる。

・機能別連携仕様

各賦課業務の標準仕様書の出力は、原則として、各賦課業務のデータ要件・連携要件の標準のとおりとし、レイアウトの不一致など調整が必要な内容については、統合収滞納管理機能において、調整を行う。

その他、以下のような論点が想定されるため、デジタル庁において検討し、上記の共通機能標準仕様書と併せて提示する。

・自治体内で統一的な様式を採用する場合の考え方

・統合収滞納管理機能を実装した場合の適合性確認の考え方

内容

今後のスケジュール（イメージ）

関係省庁と連携し、本検討会構成員やオブザーバーに随時情報共有を行いながら、検討を進める。

